

「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」仕様書

1 業務の名称

ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業

2 目的

低年齢の子どもにもインターネット等の利用が急速に進む中、子どもの外遊び等野外活動の機会が減少することにより健康面・精神面への影響が危惧されることから、兵庫県（以下、「県」という。）において従来から重点的に支援してきた子どもの野外活動の一層の推進を図るため、「ひょうごっ子野外活動大作戦推進事業」（以下、「本事業」という。）を実施する。

本事業は、既存の「子どもの冒険ひろば事業」のあり方を検証し、これに代わる事業（以下、「新事業」という。）のスキームの構築に向けた検討を行うために実施するものである。

3 委託期間

令和5年12月1日（金）から令和6年2月29日（木）（予定）

4 業務内容

県は、令和8年度から新事業を実施するために、新事業のスキームの検討・構築を行う。なお、新事業は、①企業からの寄附金を原資とし、②既存の「子どもの冒険ひろば事業」の内容を一部組み替えて実施するものとする。

そのため、本事業においては、下記の業務を実施するものとする。

（1）企業への寄附協力要請

企業からの寄附金を原資とする事業スキームを構築するため、企業に対し、事業目的等を説明し理解を促すとともに、寄附金を募る要請活動を実施する（協力を要請する企業例や、要請時の資料（チラシ）は、別途県から示す予定）。

寄附については、子どもの野外活動を支援する取組を実施する、公益財団法人兵庫県青少年本部への寄附納入の協力を要請するものとする。

要請の方法は、直接訪問が望ましいが、調整困難であるなどやむを得ない場合に限り、オンラインやメールによる要請を認めることとする。但し、メールによる要請は、双方向のやりとりを行うこととし、一方的な送付にとどまる場合は実施したものと認めないこととする。

なお、本業務の実施においては、次のア、イのいずれかを達成しなければならないものとする。

ア 要請企業数 県から配付する企業リストの企業を含め、75社以上

イ 寄附金額 750千円以上（目標額：1,500千円）

（参考）協力を要請する企業例

- ・県との包括連携協定締結企業
- ・「ひょうご子ども・若者応援団」物資提供企業
- ・その他、子どもの健全育成・野外活動に関心の高い企業

(2) モデル事業の実施

ア 「子どもの冒険ひろば」等における子どもの外遊びの実施と、実施結果を踏まえた事業の効果検証

県内の「子どもの冒険ひろば」等において、同ひろば運営者と連携し、子どもたちの参加による外遊び・野外活動の取組を実施する。なお、実施後に参加者・運営者のアンケートを実施するとともに、結果を踏まえ、データ分析・効果検証・課題抽出等を行う（アンケートの実施及びデータ分析・効果検証・課題抽出の業務については再委託可）。

【実施箇所数】 県内3カ所以上 【実施回数】 合計6回以上

【成果品】 報告書（紙媒体）

イ 企業との連携による子どもの野外活動の取組・イベントの実施と、実施結果を踏まえた事業の効果検証

幼児向け玩具、幼児教育、アウトドア、スポーツ等の、子ども・青少年育成等に関連の深い企業と連携し、子どもたちの参加による外遊び・野外活動の取組・イベントを実施する。なお、実施後に参加者・運営者のアンケートを実施するとともに、結果を踏まえ、データ分析・効果検証・課題抽出等を行う（アンケートの実施及びデータ分析・効果検証・課題抽出の業務については再委託可）。

【連携企業数】 1社以上 【実施回数】 1社につき1回以上

【成果品】 報告書（紙媒体）

(3) モデル事業の効果検証を踏まえた、新事業のスキームの提案

(2) ア、イによる効果・課題の検証を踏まえ、新事業のスキームを提案する。

【成果品】 提案書（紙媒体）

5 留意点

(1) 事業実施に係る留意事項

ア モデル事業の実施にあたり、「子どもの冒険のひろば」運営者や企業と連携する場合に、再委託や協力金の支払い等が可能であること。

イ 4(2)ア、イのみ、再委託が可能であるとするが、再委託を行う際には、甲の書面による承認を得ること。

ウ 途中経過について報告を求められることがあること。

エ 取組の成果発信については、事業終了後も協力を依頼することがあること。

(2) 経理に係る留意事項

ア 対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

イ 要した経費は、通帳や領収書等で確認できるようにすること。

ウ 専用の会計帳簿を備え、経費の用途を明らかにすること。